令和４年３月定例教育委員会会議録

１　日　時

令和４年３月２４日（木）午後１時３０分から午後３時３２分まで

２　場　所

唐津市役所　大手口別館６階　会議室

３　出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

冨永祐司、宮﨑美和、篠原智文、石山貴子

(3) 事務局

教育部長　草場忠治、教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長　木村佳商、教育副部長兼生涯学習文化財課長　中山誠、教育総務課長　古場真由美、学校教育課長　伊藤春雄、学校支援課長　古川照男、近代図書館長　伊藤由美、浜玉市民センター産業・教育課長　平尾敏和、厳木市民センター産業・教育課長　原　昭彦、相知市民センター産業・教育課長　田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長　江頭宏隆、肥前市民センター産業・教育課長　平田俊夫、鎮西市民センター産業・教育課長　矢筒伸天、呼子市民センター産業・教育課長　藤松光彦、七山市民センター産業・教育課長　種岡勝博、教育総務課係長　森徳雄、教育企画課係長　阿部修久、教育総務課職員　原周平

４　議　題

(1) 議案

議案第９号　唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第１０号　唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第１１号　唐津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第１２号　唐津市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第１３号　唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第１４号　唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程制定について

【原案どおり可決】

議案第１５号　旧厳木小学校瀬戸木場分校の用途廃止について

【原案どおり可決】

(2) 協議事項

① 唐津市立小中学校施設使用料に関する方針について

② 今後の鏡公民館の運営方針について

③ ALT 住宅の用途廃止について

④ 古窯の里整備事業用地の管理替について

⑤ 唐津市長から唐津市教育委員会への事務委任に関する協議について

(3) 報告事項

① 各課報告事項

・３月市議会定例会の報告について

・唐津市立小学校遠距離通学児童の通学定期券等支給要綱の一部改正に

ついて

・唐津市所蔵品展「石本秀雄」（仮称）について

・共催及び後援について

③　その他

・教育委員会行事予定

【定例会】

午後１時３０分　開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として冨永委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

本日は傍聴希望がいらっしゃいます。入ってもらってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、お願いします。

〔傍聴者入室〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案に入ります。

議案第９号について、事務局お願いします。

○教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長（木村佳商君）

教育企画課でございます。議案集の第２をお願いいたします。

１ページでございます。

議案第９号　唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提案理由につきましては、唐津市教育委員会事務局組織の機構改革に伴い改正するものでございます。

２ページ目をお願いいたします。

改正の内容についてでございますが、まず１つ目に、事務局組織に「学校給食課」を新設し、学校給食に関する業務を集約することにより業務の効率化を図るとともに、西部学校給食センター（仮称）の運用開始に向けた整備を進めるものでございます。

２つ目といたしましては、市民センター産業・教育課の分掌事務となっております学校教育関係業務について、一部を除き教育総務課、学校教育課、学校支援課、また、新設する学校給食課に集約することにより業務の効率化を図る

ものでございます。

資料の６ページを御覧ください。

まず、学校給食課についてでございますが、現在、右側の現行のところで支援課のかいに東部学校給食センターがございます。この分のかいを取りまして、新たに学校給食課をつくりまして、その中に東部学校給食センター係、それと学校給食係をつくるものでございます。

次に、７ページの一番最後の５のところに学校給食課で行います事務の内容を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

また、８ページになりますが、市民センターへの集約につきましては、例としまして浜玉市民センターの文例で申しますと、右側の現行のところで（１）、また、（３）から（６）につきましては、現在、学校教育関係の業務を記載しているものでございますが、今回集約となりますことから、左側のところで（３）以降を省いております。

ただ、一番初めのところに集約しまして、学校教育に関する――市民センターの窓口に来られた方に本庁のほうに行ってくれというわけにもいきませんので、初めの相談とか受付、それから、学校からの施設の修繕依頼などの初期対応に関することだけを残しているという状況になっております。以下のセンターについても同じように取り扱っております。

施行期日につきましては、令和４年４月１日から施行となっております。

ほかの詳細につきましては、新旧対照表等で御確認いただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

議案第９号について、質問や御意見はございませんか。

スポーツ課のほうで、国民スポーツ大会が近づいてくるにつれて国スポの推進室というのができているわけですけれども、これと同じで、学校給食センターがまた西部にもできますので、それには事務量とか人員量とか必要になってまいりますので、そういったラインをつくっていくということで、学校給食課として独立させるという流れです。

○教育委員（篠原智文君）

質問よろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

６ページの学校給食課の中に東部学校給食センター係と学校給食係、２つの係をつくられるということですが、自校方式は今どれぐらいあるんですか。

いや、自校方式もその学校給食係が。

○教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長（木村佳商君）

はい。

○教育委員（篠原智文君）

それで、すみません、私も十分把握していないんですけど、旧町村の給食センターもここに入るわけですかね。東部以外は全部、自校と……

○教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長（木村佳商君）

現在ある鎮西、呼子、それから肥前、こちらのほうは、今、各市民センターの産業・教育課長さんに所長をしていただいております。その関係もございまして、そこの３センターの分だけはそのまま残させていただいております。ほかの自校方式関係につきましては、学校給食課のほうで対応していきたいと思っております。

○教育委員（篠原智文君）

今言われた３つはこれには入らないと。学校給食課の管轄ではないということですね。

○教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長（木村佳商君）

所長だけがちょっとそこで残りまして、業務自体はこちらのほうでいたします。

○教育委員（篠原智文君）

所長はセンターにおられて、実際の業務はこの学校給食課のほうで。

○教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長（木村佳商君）

学校給食課のほうで、はい。

○教育長（栗原宣康君）

これまでも支援課が東部の給食センターと今言った給食センターと自校方式を全部持っとったわけですよね。その支援課の中にあったものを学校給食課と独立させますので、そのときに東部学校給食センター係と学校給食係とに分かれていますので、学校給食係がそれ全体を統括するということには変わらないと。この後、その３センターは西部に集約をされていくわけですけれども、それについて、今まで支援課の中で担っていた分を学校給食課の学校給食係で担っていくという形になっていきます。

○教育委員（篠原智文君）

将来的には東部と西部の２つの係でカバーするということですか。

○教育副部長兼教育企画課長兼東部学校給食センター長（木村佳商君）

まだそこまでは決めておりませんが、恐らくそういう形で進めていくかと思います。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。篠原委員さん、今のでよろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

はい、結構です。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにございませんか。

議案第９号はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第９号については御承認をいただきました。

議案第１０号について、事務局お願いします。

○学校支援課長（古川照男君）

議案第１０号について御説明をさしあげます。議案集第１の１ページをお願いいたします。

それでは、説明をいたします。

議案第１０号　唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則制定について御説明をいたします。

まず、改正の理由についてでございますが、唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則第２２条の２に規定する学校事務共同実施組織の名称につきまして、「学校共同事務室」と定めておりますが、佐賀県公立小中学校事務共同実施要綱におきましては、学校事務共同実施組織の名称につきまして、「学校運営支援室」と定められておりますので、名称のほうを統一し、改めるものでございます。

なお、室長名につきましても、現在、「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に変更するものでございます。

なお、４ページと５ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照してください。

なお、施行期日につきましては、令和４年４月１日からの施行でございます。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第１０号について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

ありません。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第１０号については御承認をいただきました。

議案第１１号について、事務局お願いします。

○学校支援課長（古川照男君）

議案第１１号です。第１の７ページをお願いいたします。

議案第１１号　唐津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について説明をいたします。

改正の理由についてでございます。

議案第１０号の改正に伴いまして、「唐津市〇〇第〇学校共同事務室長印」の公印名を「唐津市〇〇第〇学校運営支援室長印」に改めまして、また、公印の保管者を「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に改めるものでございます。

１０ページ、１１ページ、１２ページのほうに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照してください。

なお、施行期日につきましては、令和４年４月１日からの施行でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

〇教育長（栗原宣康君）

１１ページの新旧対照表の中で、公印の中で共同事務室長印が学校運営支援室長印と変わるということだけですね。

〇学校支援課長（古川照男君）

はい。

〇教育長（栗原宣康君）

議案第１１号についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第１１号については御承認をいただきました。

議案第１２号について、事務局お願いします。

〇学校支援課長（古川照男君）

議案第１２号でございます。１３ページをお願いいたします。

議案第１２号　唐津市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則制定について説明をいたします。

改正の理由についてでございます。

学校給食の参考献立につきましては、栄養部会のほうで作成をされまして、市内小・中学校へ配布を行ってまいりました。現在、栄養教諭及び栄養職員が学校に配置をされておりまして、必要性がなくなったと考えるため、学校給食献立管理委員会での審議の結果、令和４年度より廃止することが決定しました

ので、今回改正を行うものでございます。

１６ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照してください。

新旧対照表のほうで、第５条の（１）を削除するものでございます。

なお、施行期日は令和４年４月１日からの施行でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第１２号について、質問、御意見はございませんか。はい、どうぞ。

○教育委員（冨永祐司君）

参考献立の内容。

○教育長（栗原宣康君）

参考献立の内容ですか。

○教育委員（冨永祐司君）

参考献立はどういうものに。

○教育長（栗原宣康君）

課長。

○学校支援課長（古川照男君）

一応学校における献立については、学校で最終的に決めますけれども、その前の段階として参考になる献立のほうを一応部会のほうで決めるという形になっております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

毎日の給食の献立の中身を、モデル的なものを示して、直接の栄養士の配置がない学校については、それを参考にして献立を組み立てていたということで利用しよったわけですけれども、栄養士の方々がそれぞれでつくられることができるので、参考献立の利用が減って、それぞれで参考献立の作成は必要ないだろうという会議になって、最終的には各学校の献立委員会でやるわけですけれども、そのような形に変えていこうということになったということです。

○教育委員（冨永祐司君）

急になったわけじゃないとですね。

○教育長（栗原宣康君）

はい、経過があったと。

○教育委員（冨永祐司君）

ある程度は前々からそういうふうな流れの意見もあったわけですね。

○教育長（栗原宣康君）

栄養士はもちろん全ての学校に配置できていませんで、栄養士が何校かを持っておったわけですけれども、それが広い範囲にわたっておったところだったんですけど、だんだんセンターが集約されていくことでそういったことがまとまってきましたので、そういったことで参考献立の利用が減っているという実態になったかなと思っております。

○教育委員（冨永祐司君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほか、ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第１２号については御承認をいただきました。

議案第１３号について、事務局お願いします。

○学校支援課長（古川照男君）

議案第１３号でございます。１７ページをお願いいたします。

議案第１３号　唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定についてでございます。説明をいたします。

改正の理由についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産及び所得の減少等によりまして家計が急変し、修学困難となった者を対象に奨学生を追加募集するものでございまして、令和２年度から令和３年度まで、奨学生の対象者、募集人員及び支払いの時期の変更を令和４年度まで延長しまして、奨学生を追加募集するという改正内容でございます。

１６ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いいたしま

す。

○教育委員（冨永祐司君）

１６ページは……

○教育長（栗原宣康君）

２０。

○学校支援課長（古川照男君）

新旧対照表は２０ページでございます。申し訳ございません。

なお、施行期日は令和４年４月１日からの施行でございます。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第１３号について、質問や御意見はございませんか。

○学校支援課長（古川照男君）

すみません、ちょっと修正をいいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○学校支援課長（古川照男君）

施行期日については、公布の日からでございます。申し訳ございません。

○教育長（栗原宣康君）

もう一回。

○学校支援課長（古川照男君）

施行期日のほうは、公布の日から施行するということでございます。訂正をいたします。

○教育長（栗原宣康君）

コロナの影響で学生が、バイトが難しくなったとか、お父さん、お母さんの収入が難しくなったということで、これまであった奨学金の制度について年度途中でも募集をしてきたというのを、令和２年、３年とやらせていただいたんですけれども、これをまた４年度まで続けていきたいというのがこれであります。

○教育委員（冨永祐司君）

大変やもんね。

○教育委員（宮﨑美和君）

募集に対しての要望は結構あるんですか。

○教育長（栗原宣康君）

あります。そのときによって募集に手が挙がってくる数、年度途中のところによって数が異なっていますけど、何件かは必ず毎回あるというような状況です。回数は若干、コロナの感染状況によって少し減らしたりというところもありましたけれども、応募の実態からすると４年度もやっぱり続けていくべきだろうというふうに考えています。

議案第１３号、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第１３号について御承認をいただきました。

議案第１４号について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案の第１、２１ページをお願いいたします。

議案第１４号　唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定についてでございます。

議案第１０号の唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部改正に伴うものでございまして、「学校共同事務室長」を「学校運営支援室長」に改めるものでございます。

施行日は令和４年４月１日でございます。

詳細につきましては、２４ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、右側、第３条第２項中の「学校共同事務室長」となっておりますものを、左側、改正案のほうですが、「学校運営支援室長」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（栗原宣康君）

議案第１４号について、質問、御意見はございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

ありません。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第１４号については御承認をいただきました。

議案第１５号について、事務局お願いします。

○厳木市民センター産業・教育課長（原　昭彦君）

厳木市民センター産業・教育課です。議案集の第１の３３ページをお開きください。

旧厳木小学校瀬戸木場分校の用途廃止についてでございます。

旧厳木小学校瀬戸木場分校学校用地につきまして、厳木市民センター総務・福祉課のほうへ管理替えを行うものでございます。

提案理由としましては、分校の敷地につきまして、太陽光発電の設置要望をされてある企業さんがいらっしゃいまして、その用地を有効活用するということで総務・福祉課のほうへ管理替えを行うものです。

３４ページのほうに概要を載せておりますが、令和３年１２月に株式会社ウェストエネルギーソリューション、広島市の企業ですけれども、申入れがございまして、同意を得ないと事業が先に進められないというようなことがございましたので、教育財産としての用途を廃止しまして、普通財産として管理替えを行おうとするものです。

管理替えする用地としましては、台帳の面積で１万４５９平方メートルとなっております。今回管理替えをする面積も同じ面積でございます。

今後の手続につきましては、唐津市公有財産規則の第６条から第９条までに基づく手続を行うこととしております。

内容としましては、財産管理課長への協議でありましたり、財産異動の通知、あるいはその引継ぎといった事務手続になります。

３５ページには厳木町全図ということで、瀬戸木場分校の位置を示しており

ます。

３６ページには、航空写真のほうで敷地の様子、校舎の位置とグラウンドの位置、あと３７ページには現況の写真をつけております。

事業者さんのほうからの要望では、校舎の近くまでずっと進入路が入っておりまして、アスファルト舗装されておりますが、ここを除いて運動場側全体を要望されておりますので、用地については全て用途廃止というような形で進めることとしております。

よろしく御審議ください、お願いします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第１５号について、質問や御意見はございませんか。

この赤い線で囲まれているところが分校用地ということですかね。写真の３６ページの赤い線で囲まれているというところが分校用地ということですか。

○厳木市民センター産業・教育課長（原　昭彦君）

そうですね。

○教育長（栗原宣康君）

利用は、校舎とグラウンドの間のアスファルトのところよりグラウンド側のほうのところをお使いになりたいという要望があっているということですね。

○厳木市民センター産業・教育課長（原　昭彦君）

そうです。

○教育長（栗原宣康君）

校舎は今、何か使われよっとですかね。

○厳木市民センター産業・教育課長（原　昭彦君）

校舎は、基本的には地元のほうに開放という形を取ってはおるんですけれども、瀬戸木場集落は２０戸ほどの集落になりますけれども、こちらの施設よりももっと集落近くに公民館施設もありますので、今のところ、大きな災害等が発生するようなときの避難場所というような扱いだけで、日常的には特に何も使われていない施設でございます。

○教育長（栗原宣康君）

質問、御意見ございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

ありません。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第１５号については御承認をいただきました。

次に、協議事項に入ります。

唐津市立小中学校体育施設使用料に関する方針について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案第２の２９ページをお願いいたします。

唐津市立小中学校体育施設使用料に関する方針について御協議でございます。

まず、協議の経過でございます。

３０ページのほうをお開きください。

学校施設の利用に関しましては、これまで使用料を定めておらず、徴収を行っておりませんでしたが、唐津市公共施設の使用料適正化に関する方針（案）により、現行の公共施設使用料を全て見直し、統一的なルールの下、使用料を設定することによって使用料の適正化と透明化を進め、市民の負担の公平性を確保することとなったため、全庁的な改正に合わせ、学校の体育施設につきましても使用料を徴収すべきか協議をさせていただくものでございます。

２番です。学校体育施設の活用の考え方についてですが、学校の設置者は、学校教育に支障のない限り、当該学校スポーツ施設を一般のスポーツの利用のために供するよう努めなければならないとスポーツ基本法のほうにも規定されておりまして、学校施設は学校教育に支障のない範囲で社会教育など地域の活動の場として活用すべきというふうに考えるものでございます。

３番でございます。使用料設定の考え方でございますが、市の方針によれば、施設を維持するための費用の原価に受益者負担の割合を乗じて算定することとされております。費用の原価とは、人件費、委託料、光熱費などの需用費、備

品購入費などを指します。それから、受益者負担割合とは、サービスの性質による分類をし、その分類ごとに公費負担と受益者負担の割合を設定することとなっております。市の方針の中では、学校体育館につきましては、受益者負担の割合は７５％というふうにされております。

学校の施設というのは、もともと学校教育のために必要なものとして建設をし、整備を行ったものであります。学校教育に支障のない範囲でこれを使用するための経常的な維持管理費は別途発生しないものというふうに考えております。よって、屋外運動場（グラウンド）につきましては、今後も使用料を徴収しないものと考えております。

また、屋内運動場（体育館）につきましては、維持管理費は発生しないのですが、照明を使うための電気料というのが発生してまいります。この電気料相当額を使用料として設定するものというふうに考えております。

次、３１ページをお願いいたします。

使用料の案ですが、今回はＬＥＤ照明設置の既存の体育館、これはコートが２面取れるような仕様の体育館の電気料を算定しております。これで申しますと、１時間当たり約５４０円の電気料がかかっております。これに市の方針で設定された学校体育館の受益者負担の割合７５％を乗じまして、１０円未満切捨てをして算出した額を下のほうに書いております。

例えば、鏡山小や浜玉中のようなバレーやバスケットのコートが２面取れるような広さの体育館の全面、これは２面なんですが――を１時間使用した場合は４００円、この体育館を半面だけ、１面だけ使用する場合は１時間当たり２００円、また、もともとコートが１面しか取れない大きさの体育館は全面使っても１時間当たり２００円ということで考えております。

次に、使用料の減免の考え方についてですが、市内在住の幼児、児童、生徒が練習等に使用する場合、また、国やその他の公共団体等が公用で使用する場合は全額免除するものと考えております。例としましては、地区の体協の団体が地区のスポーツ大会のために学校体育館を使用する場合などは使用料が全額免除できるものと考えております。

２９ページをお願いいたします。

今後の手続についてですが、市の方針によれば、現在のところ、使用料条例の制定の時期は令和４年６月の予定でございまして、学校体育施設の使用料の条例制定につきましても、これと合わせることといたしております。今回の協議の結果により調整をいたしまして、改めて条例案を定例教育委員会のほうに提出し、お諮りする予定でございます。

なお、今回の見直しによる使用料の改定につきましては、市民周知期間等を考慮しまして、令和５年４月の適用を目標に進めることとされております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

唐津市立小中学校体育施設使用料に関する方針について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

質問よろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

篠原委員。

○教育委員（篠原智文君）

３１ページの使用料（案）の中で、市内在住者と書いてあるのは分かるんですけど、市外の方は貸さないんですか、それとも金額が違うんですか。

○教育総務課長（古場真由美君）

学校の体育館等の使用につきましては、原則市内在住者に貸出しするということになっておりますので、市外の方が使われることは想定しておりません。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

市外の方が来て試合等をされるというのは、市内の学校と共にというのはあるかもしれませんけど、市外の方だけが来て行われるということは、特別な時を除いてはないのかなという……

○教育委員（篠原智文君）

想定しないということですね。

○教育長（栗原宣康君）

想定だろうと思っております。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

どうぞ、冨永委員。

○教育委員（冨永祐司君）

減免のところですけど、市内在住の幼児、児童、生徒――生徒の範疇は中学生、高校生も入るんですか。

○教育長（栗原宣康君）

中学生も高校生も。

○教育総務課長（古場真由美君）

現在のところ、中学生までと考えているんですが、こちらはスポーツ振興課が持っておりますスポーツ施設のほうともう少し協議が必要で、そこと合わせた形を取らせていただこうかなというふうに考えております。

○教育長（栗原宣康君）

高校生の大会を中学校でやるということもありますからね。

○教育委員（冨永祐司君）

練習とかね。

○教育長（栗原宣康君）

もちろん、大会も含めてありますね。

○教育委員（冨永祐司君）

例えば、社会体育で空手とかが学校を借りたりしますよね。そこの中で、市内の幼児、児童、生徒がおったら減免となるとかな。

○教育総務課長（古場真由美君）

学校の体育施設のほうは、教育委員会の施設なんですが、運用についてスポーツ振興課のほうに事務委任をしておりまして、実際に貸出しの内容というのは、そちらのほうでは把握をしているんですが、子どもの大会ということで申請がされればそういった扱いになるのかと考えております。

○教育長（栗原宣康君）

今、冨永委員がおっしゃったのは、空手のサークルが借りていらっしゃる、一般の方が借りていらっしゃいます。一般の方がいらっしゃいますけど、そこに小・中学生の子どももかたってやっているような団体もありますね、実際に。

○教育委員（冨永祐司君）

あるもんね、練習もね。

○教育長（栗原宣康君）

はい。そのときに小・中学生が入っておったらいいのか、借りている団体が社会人だったら有料なのかということでしょう。

○教育委員（冨永祐司君）

どがんなるとかな。

○教育長（栗原宣康君）

それはスポーツ振興課のほうともうちょっと煮詰めていかにゃいかんところかなと思います。

今まで学校体育施設は、社会体育、一般社会人への貸出しもただでしたもんね。夜間利用もですね。電気代の徴収もあっておりませんでした。かつてはナイター設備を使ってグラウンドを使用する電気料だけをいただいていたので、外スポーツをやっている野球やサッカーを夜やっている人たちからしたら、自分たちは金を払っているけど、体育館は電気を使いよるばってん、ただよねというところはあっただろうというふうに思っています。

ただ、もともと学校体育のための施設として造った施設なので、そこに電気をつけて、夜間照明は社会体育のために設置した施設なのでというくくりで有料だったんですけれども、公共施設の使用料適正化の見直しの中で、これについては電気料が一定量かかっているので、一定額を出していただくという方向性の……

○教育委員（冨永祐司君）

グラウンドの夜間照明に対しては、減免というか、受益者負担割合もあるとですか。それはないと。

○教育長（栗原宣康君）

夜間で……

○教育委員（冨永祐司君）

屋内の照明は今度７５％に電気料がなるけど、グラウンドの照明、北波多でもソフトボールとかをするとき、コインを買って、コインを入れるとやけど、それも７５％になっとるとかな。それはなっとらんとかな。

○教育総務課長（古場真由美君）

夜間照明については、恐らく実費でいかれるものと思います。

○教育委員（冨永祐司君）

実費ね、そういうふうになっとるとね。

そしたら、２５％払わんでよかとなるから、ちょっと……

○教育長（栗原宣康君）

調整があるかもしれませんね、そこは。

○教育委員（冨永祐司君）

最初うたった公平さというのが。

○教育長（栗原宣康君）

それから、利用される団体がどうかというところもあるかもしれません。クラブチームが使われる場合には有料だった。ただ、ここでいくと、先ほどおっしゃられた地区や地区体協で今度の地区大会のために各町内が練習される分については無料になるとか、そういったところの整理はもうちょっと詳細に必要になってくるかもしれないですね。

それから、２面取れるの２面の捉え方も出てくるだろうと思っています。先ほどの例でいきますと浜玉中の体育館と鏡山小学校の体育館だったですけど、一般に見たら２面取れそうですけど、利用として実際に２面、鏡山小学校がいけるのかどうかというところもありますので、その辺が出てくることもあるかもしれませんね。

○教育委員（冨永祐司君）

面のあれは、バスケットコートですか、２面は。何の面で違うですもんね、広さからいうと。

○教育総務課長（古場真由美君）

一応バスケットとかバレーを想定しています。

○教育長（栗原宣康君）

バレーだったら２面取れるばってん、バスケットじゃ１面しか取れんというところがありますからね。電気は大体片一方つけて、片一方消すということは可能ですので、それはある程度の広さでも、狭くても半分に分けられますけどね。基本的には利用が分かれていれば２面ということになるのかもしれないなと思います。

○教育委員（冨永祐司君）

減免団体が多かけんが、そがん収入はなかっちゃなか。僅かな団体…。

○教育長（栗原宣康君）

一般のクラブチームで恒常的に利用しているところがたくさんありますので、その辺が大きく変わってくる可能性がありますね。

○教育委員（冨永祐司君）

そうですね。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、使用料に関する方針についてはよろしいですか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

教育長、よろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

生涯学習文化財課です。

今ほどの使用料の件で、公共施設の使用料適正化に関する方針（案）の中では、聖域と申しますか、例外を設けず全ての公共施設で、一般の方が利用される公共施設で利用料を検討しなさいという内容になってございます。生涯学習文化財課では、御案内のとおり、２５館の公民館がございます。こちらのほうについても見直しといいますか、料金はどうだということを検討いたしました結果、現時点では実際に利用料の規定はございます。これは社会教育以外の用に供する場合、例えば、地元の任意団体ですとか企業さんが会議とかで使用す

るとか、社会教育団体ではない任意団体さんが会議に使用すると、こういった場合は１００平米未満の部屋で２，１１０円、１００平米以上の部屋で５，３３０円、これは１時間当たりです。こういった利用料を定めております。

今回検討いたしましたが、まずもって社会教育としての利用、地域がほとんどとなると思うんですけれども、そういった方々から料金をいただくというのは、公民館の設置の目的、趣旨、性質上、ちょっとそぐわないんじゃないかというところで、現時点では今まで無料だった部分、地元でのサークルだったり、自主的な社会活動、教育活動で使われる分については、やっぱり減免とかいう形ではなくて、最初から料金を徴しないという形でいくべきだろうと。

もう一つ、それ以外の部分、先ほど申し上げたそれ以外の利用で料金をいただいている部分、これについても、一応主管が政策部になるんですけれども、政策部が示す料金の計算方法、受益者負担割合ですとか、こういった計算方法があるんですけど、その計算で積算したところ、新たに積算した金額のほうが今設定している金額よりもかなり安価になりました。

先ほど申し上げたとおり、今、料金をいただいている方々というのは、そもそもが公民館の設置目的で利用されるわけではない、目的外利用であるというところで、料金は現行のままでいっていいのではないかというところで、今、政策部のほうに返しております。

ですので、現時点では変更なしのために今回協議事項として上げておりませんでしたが、まだ政策部の最終的な決定と申しますか、最終調整が終わっておりません。ですので、今後、いやいやという話になれば、また再度詰め直して、もしやそこで見直しをさせていただきたいということになれば、次回ないしその次の教育委員会のほうで協議事項として上げさせていただきたいと考えております。

生涯学習文化財課からは以上です。

○教育長（栗原宣康君）

施設使用料に関する方針についてはよろしいですか。まだ何かございますか。はい、どうぞ。

○教育委員（冨永祐司君）

ここで協議して、使用料を取らんでもよかろうもんとなれば、それでも次回の議案に上げるんですか、どがんなると。

○教育長（栗原宣康君）

多分向こうとのすり合わせがまた出てくるのかなと思います。はい、どうぞ。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

私のほうは変更なしなんですけれども、ちょっとお答えさせていただきますと、あくまで今回は市の方針、市長部局の方針として出ております。この場で協議事項として上げさせていただくということは、当然教育施設なので、教育委員の皆さん方の御意見をまずお伺いしてからというところになるかと思います。

仮にここで、冨永委員さんがおっしゃったように取らんでよかろうもんというような話になれば、その御意見を受けて、また主管課のほうが政策部と話をするという形になろうかと思います。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

大きな変更点でありますのでですね。

○教育委員（冨永祐司君）

グラウンドはね、もう前から使用料、電気代……

○教育長（栗原宣康君）

かなり前から。

○教育委員（冨永祐司君）

ナイター照明とかね。何十年と昔から。

○教育長（栗原宣康君）

なると思いますよ。僕が知っているだけでも３０年はたつと思います。

○教育委員（冨永祐司君）

私も二十歳代の頃からソフトボールしよるときは……

○教育長（栗原宣康君）

コインば入れよったですもんね。

○教育委員（冨永祐司君）

入れよったけんね。そう思うと、やっぱり屋内の照明代というのもね。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育委員（冨永祐司君）

結構減免があるけんが、あまり変わらんちゃなかですか。減免を全部抜かすならね。照明のために照明代を取っていいと思うけど、ほかの人はどがん思うと。

○教育長（栗原宣康君）

ほかの委員さんはどんなでしょうか。

○教育委員（宮﨑美和君）

公共の施設なので、私もあまり料金取られないほうがいいかなと思うんですけれども、減免が利くので……

○教育長（栗原宣康君）

いや、減免がどこまで利くかは非常に……

○教育委員（宮﨑美和君）

私も公民館に関係していて、ちょっと利用料がという話は聞いていてですね。減免は子どもとかが対象に入っているので、社会人とか大人の方からは取るべきじゃないかという考えはあります。

○教育長（栗原宣康君）

電気代ですので、夜使うということが一つはメインかなと思います。もう一つは、昼間の曇りの日に電気をつけるときのことが出てくるのかなと思いますが、昼間使っているのは、一般には子どもたち、小・中学生の大会だったりとか、スポーツクラブだったりとか。ただ、例えば、小・中学生だけのミニバレーとか、少年少女バレーとか、バスケットボールとか、卓球とか、そういったのが５時から社会体育であっていて、７時まであっているというところは、これは電気を使いますので、これが幼児、児童、生徒やけんが、このくくりでいくと今見えている範囲内では減免の対象になるのかなと思いますけれども、あるいは公共的団体、公用もしくは公共用または公益事業に使用するとき、この中に例として地区体協、自治会、町内会というのがいろいろ書いてあります

けれども、この辺はどこまで関わりが出てくるのかなと思いますね。

○教育委員（冨永祐司君）

グラウンドのほうは減免がないとですね、団体はね。

○教育長（栗原宣康君）

電気を使えばということになっているんだろうと思いますけど。

○教育委員（宮﨑美和君）

使わなかったら無料ですか。電気を使わなかったら、今のところは……

○教育長（栗原宣康君）

電気を使わなかったら、グラウンドの利用は無料ですか。

○教育総務課長（古場真由美君）

無料です。

○教育委員（冨永祐司君）

８月の種目別大会があるでしょう。あの練習でグラウンドを使ったら、体協からコインをもらうもんね。それを入れる。だけんが、グラウンドは体協でも減免がないということ。

○教育長（栗原宣康君）

ないんですね。

○教育委員（冨永祐司君）

はい。これと……

○教育長（栗原宣康君）

整合性……

○教育委員（冨永祐司君）

不平等さはあるのかなと感じます。

○教育長（栗原宣康君）

ケースを考えたら、いろいろなケースがありますね。

○教育委員（冨永祐司君）

いろいろ難しかとのあれもこれも出てくる。

○教育長（栗原宣康君）

地区体協ですね。

○教育委員（冨永祐司君）

公共団体の女性部等というのがちょっと、いろんな女性部があるけど、全部網羅していいとかな。

○教育総務課長（古場真由美君）

すみません、ここの例で想定しているのは、例えば、町内の女性部の活動とか、そういったところです。企業さんとかではなくということで想定しています。

○教育委員（冨永祐司君）

あるもんね、女性部がいっぱいね。

○教育長（栗原宣康君）

町内の女性部の活動、町内会のような。

○教育総務課長（古場真由美君）

そうです、昔の婦人会。

○教育委員（冨永祐司君）

婦人会は今、女性部。

○教育総務課長（古場真由美君）

そうです。

○教育委員（冨永祐司君）

そういう言い方をするんですね。

○教育委員（篠原智文君）

もうなくなってきているんですね。

○教育長（栗原宣康君）

今の御意見としては、同じく電気代が発生しているので、徴収もやむなしかなと。ただ、様々な状況で減免の対象には広く捉えてほしいという感じですかね、今、委員さん方の感じは。

○教育委員（宮﨑美和君）

子どもが使うときも減免で、少しでも料金が発生してくるということですよね。

○教育長（栗原宣康君）

子どもが使うときは全額免除の対象に入っているので、高校生がどうかというのが一つありますけど、幼児、小・中学生は昼だろうと夜だろうと対象外、全額免除の対象になるのだろうと。だから、指導者に社会人や大人の人が入っていても、子どもたちのクラブとして存在するものについては減免対象だろうとこれで見る限りは思われます。

○教育委員（篠原智文君）

指導者なら分かるんですけど、メンバーとして大人が混じっていたら難しくなるんですか。

○教育長（栗原宣康君）

難しいかな。

○教育委員（冨永祐司君）

割合。

○教育長（栗原宣康君）

そういったところもありますもんね。

○教育委員（冨永祐司君）

子どもだけではないけんね。

○教育総務課長（古場真由美君）

そこの見極めは、今もスポーツ振興課のほうでは見極めをされて受付されているということはちょっと聞いております。

○教育長（栗原宣康君）

どっちの団体の分類になりますよということは見極めをなさっているということですね。

○教育総務課長（古場真由美君）

はい。

○教育委員（冨永祐司君）

それを十分配慮してつくってくださいということですね。

○教育長（栗原宣康君）

そこも含めて十分配慮して設定をしてくださいという御意見です。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次に参ります。

今後の鏡公民館の運営方針について、事務局お願いします。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

生涯学習文化財課でございます。議案集第１の３９ページをお願いいたします。

今後の鏡公民館の運営方針についてでございます。

経緯について御説明します。

そこにございますとおり、昭和６０年２月に古代の森会館が建設されまして、それと同時に鏡公民館が会館内に入っております。これまで利用目的により施設を併用してきましたが、古代の森会館は建設当初の目的を果たしており、また、公民館としての利用が多いため、令和５年３月３１日をもって、現在所管の未来創生部のほうでは廃止ということで考えています。このため、未来創生部の所管としての古代の森会館が廃止された後は教育財産としてうちが引き取りまして、鏡公民館として運用したいというところでございます。

２番目でございます。施設移管の時期は令和５年４月１日。周知期間等ございますので、現在の考え方では今年６月議会に古代の森会館の廃止を現在の所管である未来創生部のほうで上程いたしまして、そして、令和５年４月１日に正式に教育委員会のほうで教育財産として移管を受けるということで考えております。

施設の概要は、ここに書いておるとおりでございます。

紋切り型でちょっと書いてありますので、具体的に申し上げますと、そもそも古代の森会館というのを建設して、そのときに公民館が入っていると。利用の形態とか建物の区分といたしましては、どこの部屋が古代の森会館でどこの部屋が公民館だといった区分は明確にございません。唯一明確に区分があるのが次のページ、めくっていただいて４１ページになりますが、平面図がございます。こちらの平面図で明確に古代の森会館であると、すなわち公民館ではないというのは、１階の真ん中左寄りにございます展示室と作業室、荷受室、要

は１階の左半分が公民館としての利用はございません。こちらの部分は明確に古代の森会館でございます。こちらの展示室のほうは、行かれた方は御存じかと思いますが、鏡地区というのは遺跡がたくさんございますので、そこから出土された遺物関係を展示されています。というところで、本来の役目を終えたという書き方をしておりますが、単純に展示室、こちらのほうは入館料を取って、１人１００円なんですけれども――取って、未来創生部のほうで運営をしておりますが、来館者数が物すごく少ないです。そういったことで、お金の面でいえば、先ほどこの建物は古代の森会館と公民館の区分がないというふうに申し上げましたけれども、利用者の形態ですね、古代の森会館、要は公民館として使えない、公民館としての利用ができないような団体であったりとかについては、古代の森会館としての利用ということで利用料をもらっている。同じ建物の中で公民館として使う場合は無料だけれども、古代の森会館として使う分は有料であると。そこら辺の煩雑さといいますか、分かりづらさというものがございましたので、昨年度１年間、未来創生部と協議をいたしまして、公民館として正式に、名実ともにと申しますか、公民館として教育委員会が管理していこうということで決めたものでございます。

本件については、先ほど申し上げたとおり、６月市議会において現在所管の未来創生部のほうが廃止条例の議案を上程する予定でございますので、今回御協議いただいた上で、次回の定例教育委員会において正式に決定をして、そして、未来創生部のほうが６月で議案を上げるといった形の流れになろうかと思います。

説明は以上です。御協議よろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

鏡公民館の運営方針について、質問や御意見はございませんか。

公民館になってしまったら、具体的にこの展示室、あるいは展示品というのは、この後、今の計画といいますか、何かありますか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

実はこれに先立ちまして、先週、鏡公民館の運営審議会のほうで運営委員の皆様方に概略説明をさせていただきました。その中で、大きな課題といいます

か、宿題をいただいたのが２点ございます。

１点目は、先ほど教育長がおっしゃったとおり、展示室をどうするのか。説明会の折には、私が前、フラットな形で御意見をお聞かせくださいという形で説明をしたんですけれども、大方の御意見は公民館になるのなら公民館として利用させてもらいたいと。要は展示スペースを廃止して、公民館の会議室なり、公民館として利用できる部屋に改装してもらいたいという御意見がございました。

先ほど私、フラットで申し上げたというふうに言いましたけど、当然こちらの私案といいますか、もらう側、教育委員会の生涯学習文化財課の捉え方としては私案もございまして、その中ではやっぱり地元の人がおっしゃるように、名実ともに公民館とするなら何がしかの改修をして、公民館として使えるような形にしたいというのがございました。ただ、運営審議会の中では、やっぱり長年地域に親しまれた部分なので、できればこの形で残していただきたいといった御意見もございました。ただ、大勢は公民館として使いたいという御意見でございました。この辺り、今後また地元とも話させていただきながら、検討していく形になろうかと思います。

いずれにしろ、改修の予算というものを上げるならば、来年度予算で上げてという形になりますので、予算要求時までには結論を出す必要があると考えております。

遅くなりましたけれども、もう一つの課題は、これは先ほどの御質問には関係しないんですけれども、公民館の開館日の問題でございます。というのが、今、唐津市内の公民館は旧唐津市域と旧町村域で開館日が違います。旧唐津市内は土日祝、原則閉館です。一方、旧町村の公民館は土日も開けております。合併前からの流れでこういった形になっているところがあるんですけれども、古代の森会館については、今まで古代の森会館だったので土日も開けていたんですね。ただ、今までのルールでいけば、旧唐津市の公民館、名実ともに公民館になるということであれば、ほかの旧唐津市の公民館同様、土日は閉館ですよと。閉館しても、利用者の方に鍵をお貸しして開館していただく自主開館という形を取らせていただくというところを説明したところ、利用者の大半は高

齢者が多いと。ほかのところではしよるかもしれないけれども、公民館の利用の年齢層であるとか利用者の方々のことを考えれば、土日やめますというのはなかなか時世にそぐわないのじゃないかという御意見がかなり出ました。

そもそも生涯学習文化財課としても、同じ唐津市内の公民館で、旧市と旧郡で扱いが違うというのはどうかなという問題意識はずっと持っておりましたので、これをきっかけにと言ったらおかしいんですけど、今のところ原課で考えているのは、旧唐津市も土日開館が何とかできないかというところを検討していく必要があろうかと思っています。

当然、土日に何がしかの人員を配置するということになれば、２つのやり方がある。１つは、公民館職員さんをもう一人、あるいは０．５人ぐらい余計に雇用して、土日をローテーションで回す。もう一つの方法は、旧町村の公民館がしているようにシルバー人材センターさんに頼んで委託すると。２つの方法が考えられると思います。いずれにしても、経費的なものが当然、プラスアルファが発生しますので、今後、財政当局とも話していって検討していくことにはなると思うんですけれども、今のところはそういったことをちょっと考えています。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

何か委員の皆様方から御意見ございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

昭和６０年だから、もう三十七、八年なるのかな。耐震の強度とか、建て替えの計画はどうなっていますか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

教育委員会内部の施設で教育委員会の施設個別計画というのを、せんだってもお話に出ましたが、定めております。その中で、施設の改修の優先順位――改修には２つ種類があって、建て替えと長寿命化というものがあるんですけれども、それを順番的に優先度を決めております。ちなみに鏡公民館は１２番目です。

○教育長（栗原宣康君）

今後改修するものの１２番目。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

そうです。

ただ、今ほど冨永委員さんは耐震ということでおっしゃいましたけれども、これは昭和５６年以降の建築ですので、耐震性は満たしております。

以上です。

○教育委員（冨永祐司君）

１２番目といったら、どのくらいの長さになると。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

今――今というか、ここ二、三年は竹木場公民館と西唐津公民館の２館、並列してやっておったんですけれども、これはちょっとイレギュラーなパターンでして、御案内のとおり、竹木場公民館は県道のバイパスにかかるということで県の事業がぽっと進捗したので、急遽というところが一つあるんですけれども、そもそも公民館を改築するのに設計から建設まで足かけ四、五年かかるんですね。これを毎年１館ずつ新しくしていこうとなると、当然三、四年は重複した形で事業をする、経費もダブルでかかるということで、毎年更新は非常に難しいと思います。じゃ、四、五年に１館ずつかとなれば、１０番目だったら５０年後という形になりますので、ちょっと現実的ではございません。ただ、今のところ、何年度にしますというところまではうちのほうも決めきれていない状況です。あくまで優先順位だけです。

ちなみに次の改修は外町公民館コミュニティーセンターを予定しておりまして、地元のほうで組織されます整備検討委員会のほうで今年度話を始めております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（冨永祐司君）

改装とか、さっきの話で、公民館になるのなら公民館らしく改修してくださ

いという意見があったというけんが、あまり新築からの時間が短いともったいないような気がするなと思って。何十年も後ならしよんなかねという感じになるけど。

○教育長（栗原宣康君）

そうですね。

○教育委員（篠原智文君）

ちょっと関連するんですが、仮に展示室を公民館として会議室に変えると、展示室内にあるのは文化財ですよね、それはどこかまた保管庫とかに移すんですか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

本来であれば、非常に分かりづらいんですけれども、今、未来創生部の文化振興課と私ども生涯学習文化財課の文化財係というのが文化財関係の部署としてございます。すみ分けとしては、文化財の発掘であるとか保護というのはうちが担っており、その他の展示であるとか、要は展示施設とか、そういったことについては未来創生部のほうが担っております。

本来的には、縦割りで申し訳ないんですけど、未来創生部が所管している施設で、それをなくすのであれば、考え方的にはその施設の代替施設というのは文化振興課のほうで考える必要が当然あると思います。ただ、未来創生部のほうとしては、これは現在のところ考えていないと。もう役割を終えたということで、展示施設としては代替施設を整備しないと。となれば……

○教育委員（篠原智文君）

展示品は処分ということ。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

いえ、とんでもないです。

○教育委員（篠原智文君）

できないでしょう。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

文化財は処分できませんので、私どもの持っている収蔵施設に入れるという形になります。ただ、これも倉庫に直してしまうのかというような御意見もま

たあるものですから、どこか適当な施設ですね、例えば、埋門ノ館だったり、末盧館だったりとか、うちの所管施設じゃないんですけど、そういうところで幾らか展示をさせてもらうとか、全部は当然無理なんですけれども、あるいは定期的に開催している企画展といいますか、展示会のほうで展示させていただくのかといった方策は考える必要があるのかなと思っておりますが、その辺はまだちょっと煮詰まっておりません。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ほかございませんか。

開館日の整理のこともまた出てきますね。さっきおっしゃった土日祝日が開いているかという、これのこともでてきますね。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（中山　誠君）

それは非常に大きいです。

○教育長（栗原宣康君）

大きいですね。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次に参ります。

ＡＬＴ住宅の用途廃止について、事務局お願いします。

○厳木市民センター産業・教育課長（原　昭彦君）

厳木市民センター産業・教育課です。資料のほうは、第１の４３ページをお開きください。

ＡＬＴ住宅の用途廃止についてでございます。

平成１４年に佐賀県のほうよりＡＬＴ住宅として買い入れまして、平成２７年度までは使用しておりました。それ以降は特段利用していなかったわけですけれども、近年、利活用についての問合せ等もあっておることから、教育財産としての用途を廃止しまして、普通財産として管理替えを行いたいということでございます。

用途廃止する施設につきましては、厳木町の中島地区に所在しておりまして、木造平家建ての床面積が８１平方メートルでございます。土地は宅地で２筆ありますけれども、合計して２０２．３０平方メートルでございます。

用途廃止の時期としましては、令和４年５月以降で検討しておるところです。

今後の手続につきましては、定例教育委員会での意見等を踏まえまして、関係機関との調整を行いまして、改めまして教育委員会へ報告することとしております。

資料としまして、４４ページには位置図と、４５ページに詳細の位置図ですね、厳木小学校と厳木コミュニティーセンターのちょうど中間点ぐらいのところにございまして、もともと佐賀県のほうで警察官駐在所として使われておった施設を払下げといいますか、購入して、ＡＬＴ住宅として使っていたものでございます。

４６ページ、４７ページには、航空写真なり現地の現状の写真をつけております。

説明は以上です。よろしく御協議いただきますようお願いします。

○教育長（栗原宣康君）

用途廃止について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

特にありません。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、先へ参りたいと思います。

古窯の里整備事業用地の管理替えについて、事務局お願いします。

○北波多市民センター産業・教育課長（江頭宏隆君）

北波多市民センター産業・教育課でございます。議案集第１の４９ページをお開きください。

古窯の里整備事業用地の管理替えにつきまして協議いたします。

現在、古窯の里整備事業用地といたしまして北波多市民センター総務・福祉課の普通財産となっております飯洞甕窯跡――国史跡肥前陶器窯跡の一部でございますけれども、その土地に隣接している土地につきまして、教育委員会事務局北波多市民センター産業・教育課に管理替えしたい旨の協議が市長部局であります北波多市民センター産業・教育課よりなされております。

当該用地につきましては、現在整備保存中の飯洞甕窯跡を取り囲むように位置する土地でございまして、一体的に管理することが適当であると考えられるため、教育委員会事務局北波多市民センター産業・教育課へ管理替えを行いたいと考えております。

それでは、資料の５３ページを御覧ください。

こちらが古窯の里整備基本計画の古窯の森公園に関する概要版でございます。

北波多市民センターで古窯の里整備事業といたしまして、平成２６年度より北波多稗田にございます古窯の森公園を整備しております。

右中ほどの四角囲みの中にこれまでの整備経過を記載しておりますけれども、平成２８年度に、右下に青い線で丸囲みの土地がありますけれども、その土地と、その南側の山林、また、今回御協議しております飯洞甕窯跡に隣接した土地につきまして、多目的広場の用地といたしまして、また、豊かな山林景観を保全活用するためとして用地買収と寄附受入れを行っております。

その用地を取得した後は、北波多市民センター総務・福祉課の普通財産になっておりましたけれども、現在の財産管理状況といたしましては、古窯の森公園については農村公園としまして市長部局の財産となっております。飯洞甕窯跡は文化財ということで教育委員会の財産となっておりまして、公園と文化財が別の財産管理となっておりますので、当該用地につきましては、教育委員会事務局のほうに管理替えしたい旨の協議が市長部局よりなされたものでございます。

５０ページに詳細な図面と写真をつけておりますので、御覧ください。

こちらの図面と写真のように、現在整備保存中の飯洞甕窯跡を取り囲むように位置してございますので、教育委員会事務局の北波多市民センター産業・教育課へ管理替えを行いまして、飯洞甕窯跡と一体的な管理を行いたいと考えて

おります。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

総務・福祉課の普通財産を産業・教育課に管理替えしたいということですね。

○北波多市民センター産業・教育課長（江頭宏隆君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

質問や御意見はございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

特にありません。

○教育長（栗原宣康君）

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、ありがとうございました。

続きまして、唐津市長から唐津市教育委員会への事務委任に関する協議について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案第２の３３ページをお願いいたします。

唐津市長から唐津市教育委員会への事務委任に関する協議についてでございます。

協議の経過でございますが、唐津市立学校の教職員の児童手当認定はこれまで佐賀県のほうで行っておりました。令和４年２月の県議会において、この事務を市のほうへ権限移譲するような内容の佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正について上程され、令和４年３月１８日に可決されました。

唐津市長はこれを受け、この事務処理を唐津市教育委員会へ委任することとしたいため、地方自治法第１８０条の２の規定により、令和４年３月２２日付で唐津市教育委員会へ事務委任に関する協議依頼がございました。

唐津市長からの協議依頼につきましては、３４ページでございます。

協議する内容でございますが、児童手当法に関する事務でございまして、市立学校県費負担教職員に係る児童手当法の受給資格及び受給額を認定する事務でございます。

なお、この協議にて受任を承認いただけました場合は、唐津市長宛て、受任の回答をいたし、後日、関連規程であります唐津市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正議案を御審議いただきまして、令和４年４月１日から施行の予定でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

事務委任に関する協議について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

特にありません。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、報告事項に参ります。引き続きよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

最初は教育長報告です。

毎月、教育長報告はさせていただいておりますが、この一月間、議会対応のみで特段ございませんでしたので、毎年３月はこんな感じになっておりますが、教育長報告はございませんので、先へ行かせていただきます。

各課報告事項に参ります。

３月市議会定例会の報告についてお願いします。

○教育部長（草場忠治君）

報告事項①の分厚いやつですけれども、そちらのほうを開いてもらってよろしいでしょうか。

１枚めくっていただくと、今回、議案質疑が７名、一般質問が６名、１３名

の方から質問をいただいておりまして、ちょっと今回は資料のほうが５０ページぐらいあるということで、いつもよりはしょって、概要だけを説明していきますので、気になる部分については後だって御覧いただければと思います。

最初に議案質疑のほうです。１ページから６ページが久保議員の議案質疑となっております。

まず、「いきいき学ぶからつっ子」育成事業費については、事業の内容を確認し、学力の向上や授業改善のため質疑を予定されておりましたが、授業目的と内容以外は途中で取り下げられました。目的等については資料のとおりでございます。

それから、スクール・サポート・スタッフ配置事業について、これも業務内容、配置人数、人員確保、事業の成果及び配置における課題について質疑予定でございましたが、業務内容以外は時間の都合で途中取下げということになりました。

それから、３番目の小・中学校感染症対策等事業費について、まず事業内容と昨年度に購入した飛沫防止ガードの利用状況及びオミクロン株によるまん延防止等重点措置発令に伴う対応について質疑をされております。

使用状況については、実際現地に行って確認しているのかということに対しまして、学校訪問で確認をしていると。また、オミクロン株につきましては、感染防止対策の見直しと再点検、タブレット端末の持ち帰り等で対応していると。また、オンライン授業については、９月から端末の使用が始まり、ソフトの使い方に慣れる必要があり、一部の学校でのみ実施、現在は準備中という答弁をしております。

それから、最後に近代図書館施設等整備費についてです。利用状況を確認し、Ｗｉ－Ｆｉの活用内容や今後の整備計画を質疑予定でございましたが、利用状況以外は時間の都合で取り下げられております。今回、公民館と図書館、これにＷｉ－Ｆｉを設置するという予算を計上しております。

次が、７ページから８ページにかけて、古藤議員の分になります。

浜崎小学校増築事業費について質疑されております。平成３０年に大規模改造を終えたばかりで、今回増築の要求となっているが、経緯と今後の対応を確

認するために質疑されております。

大規模改造時は３５人学級や社会増を見込んだ上で児童数の推計をしておりまして、その推計においては、教室不足は発生しないということで見込んでおりました。しかしながら、近年の特別支援児童の急増により、今後の児童数の推計については、特別支援児童の増加と統廃合を踏まえたところで見込んでいるということで答弁をしております。

また、現在の学校敷地内の北側に８教室分を増築予定のため、残る敷地の範囲内で駐車場確保に努めるという答弁をしております。

次が、９ページから１０ページにかけて、石﨑議員です。歴史民俗資料館保存整備事業費について質問をされています。

唐津港が一番栄えていた時代のシンボルである歴史民俗資料館を未来の遺産として保存修理して残し、国指定を目指すべきと考えられて質疑されております。

経緯、事業内容、移築と現地での費用比較やスケジュールについては資料のとおりですが、ざっくり言いますと、現地で約５億円、移築については積算不能と。それから、今後のスケジュールについては、整備期間を７年間と見込んで、令和１０年度に完了予定という答弁をしております。

次に、大宮路議員です。１１から１２ページになります。

西部学校給食センター（仮称）整備事業費について、進捗状況、感染対策、それから、民間委託の考え及び既存、今使っている食器の再利用について質疑をされております。

主な答弁内容でございますが、まず、令和５年９月稼働を目指して進めているということ、それから、感染症対策については東部で行っているものをベースに強化をしていくということ、それから、調理業務については、最初は直営で行い、民間委託を検討していくということ、それから、食器については、食器洗浄機等に適した規格の食器を新たに購入するということで答弁しております。

次が、１３ページの伊藤泰彦議員です。唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定についてです。

これは、厳木支館の部分について今回廃止をするということで上程しておりました。解体を含めた施設廃止後の活用や管理など計画性があるのかということで質疑されております。

経緯については資料のとおりです。代替施設は考えていないということ、また、廃止後は解体するため、実施設計等の予算を当初予算に計上しているということで答弁をしております。

この辺で一回やめたがよかですかね。

○教育長（栗原宣康君）

これまでのところで何かございませんか。

また先へ行って、出てきたらいきましょうか。よろしいですか。

どうぞ、先へ行きましょう。

○教育部長（草場忠治君）

そしたら、１４から２２ページにかけて、宮本議員です。特別支援教育費について質疑されております。

特別支援教育費が拡充された要因や、昨年新たに施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について説明してもらい、その制度を市民に知ってもらうために質疑されております。

答弁内容は資料のとおりでございますが、支援が必要な児童・生徒数が増加傾向にあり、それに伴い生活支援員の配置数も増加しているということと、医療的ケア児に関する法律については、昨年９月に施行され、対象児童が在籍する学校には看護師を配置する必要があることから、昨年１２月から看護師２名を募集しているというような内容を答弁しております。

次に、「いきいき学ぶからつっ子」育成事業については、学力の向上や児童・生徒の体験活動等を育むという点において学校からのニーズも高いと思ってあり、今後も拡充させる必要があるということで質疑されております。

学力向上の取組として、研究会での公開授業、教師のチェックシートによる自己評価、キャリア教育の拡充等を答弁しています。

それから、小中学校ＩＣＴ教育推進事業費、ＧＩＧＡスクール推進事業費については、本事業で導入されたＩＣＴ機器の活用状況、特に１人１台タブレッ

ト端末の活用状況や今後の展開について質疑されております。

授業の状況、活用状況、学級閉鎖時の状況については資料のとおりです。どのような使い方が学力向上につながるか、効果的な方法を検証しながら進めていくということで答弁しております。

それから、浦田議員です。２３から２９ページ、３項目です。

鏡山小学校改築事業費（継続費４年度分）については、鏡山小学校が児童の増加に伴い過大規模校に近づいてきているが、市の対応策を質疑されております。

教室数については、特別支援学級数が増加すれば不足する可能性があるので、今後の児童数の推移を見ながら、通学区域の見直し等も必要になってくるので、注視していくということで答弁をしております。

なお、これはちょっと答弁と関係ないんですけど、新年度は保護者に対してのアンケート調査を実施したいと考えております。そこで保護者の意向を把握して、自由校区の設定であったり、通学区域審議会の設定等について、今後、保護者の意向を教育委員さんのほうに報告しながら、委員の皆様方の御意見をいただきたいというふうに考えております。

それから、２番目の浜崎小学校増築事業費については、大規模校に対する市の対応を質疑されています。

基本的に、平成３０年度の大規模改造時の児童数の見込みの部分については資料のとおりでございます。この辺りを今後、大規模校になる可能性もありますので、御意見等をいただいていきたいというふうに考えております。

それから、西唐津公民館移転改築事業費については、西唐津公民館の移転改築は様々な要因があり、時間も要したと思うが、今後の改築等の計画は進んでいるのかということで質疑されております。

経緯や遅延理由等については資料のとおりです。

次の改築は外町公民館を計画しており、地元の改築検討委員会との協議を開始しているということ、また、改築が必要な公民館についても、地元協議に向けて早期に着手していくという内容を答弁しております。

ここで議案質疑の分は終わりです。何かあれば。

○教育長（栗原宣康君）

議案質疑はここまでなんですが、議案質疑の分で何か質問はございませんか。

○教育委員（冨永祐司君）

特にないです。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、一般質問に参りましょう。

○教育部長（草場忠治君）

３０ページから３１ページが山下議員です。子育て世代と農家の支援についてということで質問されております。

生きていく上で食の教育は欠かせない。そこで、学校では食に関してどのような教育がなされているのか、質問されております。

食育月間や食育週間を設定し、郷土料理の歴史、地場産物など地域の食材などを学ぶ機会を設けるなど、食育に関する意識の向上及び実践を促すようにしているということ、また、地元食材を使用し、地産地消に努めるという内容で答弁をしております。

次が、３２ページから３３ページ、中川議員です。

高齢者支援について、公民館が高齢者の居場所づくりとなるきっかけづくりや支援ができないかということで御質問されています。

今まで関わられてこなかった高齢者の方が公民館に気軽に一歩踏み出していただけるよう、活動内容の充実と周知に努めていくということで答弁をしています。

それから、３番目の進藤議員です。３４ページから３７ページ、２項目です。

近代図書館の運営について、近代図書館の市民美術祭及び図録について、現状と今後の対応を質問されております。

現状については資料のとおりです。

また、市民文化祭との一本化については可能ということで答弁しております。

また、図録においてはかなり在庫というか、残っておりますので、今後、手に取って見られるような工夫をして、販売促進に努めますということで答弁をしております。

それから、唐津焼美術館基本構想については、唐津焼美術館基本構想についての現状及び今後の方針について質問されました。

経緯等は資料のとおりです。

唐津焼美術館については、設立の是非も含めて、関係部局を含めた具体的な検討に早期に着手する必要があると考えているということで答弁をしております。

一応ここら辺で。

○教育長（栗原宣康君）

進藤議員のところまで、現在３７ページまで参りましたけど、何かございませんか。

図録というのはお分かりですか。図録というのは、作品展があったときに写真だったりとか、そういったものの画集といいますか、写真集みたいな……

○教育部長（草場忠治君）

写真集みたいな感じです。

○教育委員（冨永祐司君）

たくさんあるとですか。

○教育部長（草場忠治君）

２万ぐらいつくっとって、１万ぐらい在庫が残っとって、今回、市内小・中学校とか公民館に２５種類ぐらいたしかあったかと思うんですけど、一式それぞれ配布したりしておりますので、残り７，０００ぐらいあります。

○教育委員（冨永祐司君）

最近はコロナで招待されんけんが、図録も前は出席したらその都度もらいよったですもんね。

○教育長（栗原宣康君）

いただかれよったですよね。

○教育部長（草場忠治君）

基本的に、そういった作品を借りてきた美術館とかに無償で寄贈するというような形で半分、残り半分を販売しているんですけど、今後は販売する数量を、どれくらい売れるかなとか、そういう辺りの見込みをつけて作品というか、印刷数を決めていかんばいかんということです。

○教育委員（冨永祐司君）

ああいうのはロットがあってね、少なくつくっても多くつくって変わらんと。

○教育長（栗原宣康君）

値段が。

○教育委員（冨永祐司君）

値段が。

○教育長（栗原宣康君）

なるほど。残った数と出た数とを表にしてみると、やっぱりなかなか予想は難しいなと。

○教育委員（冨永祐司君）

何で余るとかとなるばってんが、たくさんつくっても、１，０００冊つくっても……

○教育長（栗原宣康君）

あんまり変わらん。

○教育委員（冨永祐司君）

少なかほうが高かです、単価がですね。

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、先へ行きましょうか。

○教育部長（草場忠治君）

白水議員が３８ページから４３ページまでです。

学校教育の諸問題とその対策についてということで、学校教育の諸問題について、学力向上や教師の多忙化、いじめや不登校など、いろいろな視点から状況や対応について質問されました。

教師不足の現状とその要因について、佐賀県の教職員の採用状況や今後の対

策、それから、学力向上に関しては取組状況と県の学習状況調査の結果、それといじめや不登校の現状については資料のとおりでございます。

教師の多忙化対策については、スクールカウンセラー等の専門知識を持った職員を配置して対応しているということ、それから、不登校に対しては、タブレット端末やスチューデント・サポート・フェイスに相談し、対応しているというようなことで答弁をしております。

それから、宮本議員は４４ページから４６ページです。

安全・安心な学校トイレの環境整備について、生理の貧困については、県立学校のトイレの生理用品の配置を決められておりますが、市教委の今後の対応について質問されております。

それと、トイレの洋式化の現状、生理の貧困への取組状況については資料のとおりです。

今後の取組につきましては、より一層、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、真に必要とする児童・生徒が困らないよう慎重に検討すると答弁しております。

それから、最後、黒木議員です。４７から５０ページです。

子どもたちの学ぶ環境についてということで、教職員の確保を進めていくためにも時間外勤務や出張回数、休暇や休業、出産に係る対応等の実態を確認し、課題をどう捉えて対応しているのか、また、遊具や学習用具は学びの環境に必要なものであり、今後も環境整備に努めてほしいということで質問をされております。

時間外勤務等に関する部分や修理の状況については資料のとおりです。

教職員の労働環境改善については、県教育委員会と連携し、対応していくと答弁しています。また、遊具を含む学校施設の修繕等は必要な予算をしっかりと確保するよう努めるということで答弁をしております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

何か質問はございませんか。

たくさん中身がありましたので、またお読みいただいて、何かありましたら

いつでもお問合せください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

そしたら、先に参ります。

唐津市立小学校遠距離通学児童の通学定期券支給要綱の一部改正について、事務局お願いします。

○学校支援課長（古川照男君）

学校支援課でございます。議案集第１の５５ページをお願いいたします。

唐津市立小学校遠距離通学児童の通学定期券等支給要綱の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、佐志小学校の枝去木地区におきまして、通学する児童の通学距離が４キロメートル以上あり、また、高低差も１２０メートル以上と、小学生児童にとって身体的ストレスが非常に高いものでございます。

国の学校の設置基準である義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第４条におきましても、小学校の通学距離はおおむね４キロ以内とされていることから支援が必要なものといたしまして、今回、通学定期券の支給対象を――現在１年生から３年生までの支給をしておりましたけれども、１年生から６年生までということで拡大して支給を行うという改正内容でございます。

５７ページのほうに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をよろしくお願いします。

一番上の佐志小学校の分で「１年生～３年生」としていたものを、支給対象者を「１年生～６年生」にしたものでございます。

なお、告示につきましては、令和４年４月１日からの施行でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

支給対象の学年が増えたということで、４年生まで６年生までも枝去木地区は支給をするというふうに変えますということです。

○教育委員（冨永祐司君）

バス路線はどこからどこで、どういったバス路線になるんですか。

○教育長（栗原宣康君）

枝去木ですか。

○教育委員（冨永祐司君）

はい。

○学校支援課長（古川照男君）

加倉からになります。

○教育委員（冨永祐司君）

加倉といったら。

○教育委員（篠原智文君）

セブンイレブンのあるところですよね。

○学校支援課長（古川照男君）

そうです、セブンイレブンのところですね。あそこが一番近いです。

○教育委員（冨永祐司君）

岩戸よりまだ……

○教育長（栗原宣康君）

岩戸から左に向かって、玄海町に向かって……

○学校支援課長（古川照男君）

玄海町側でございます。

○教育委員（冨永祐司君）

そこから乗って……

○学校支援課長（古川照男君）

佐志までです。

○教育委員（冨永祐司君）

ぐるっと唐房のところに来るわけたい。

○学校支援課長（古川照男君）

そうです。

○教育長（栗原宣康君）

枝去木はあれから、こっちに行ってからも枝去木で、先にも枝去木で……

○教育委員（冨永祐司君）

バスはこう回っとっとですね。来られんとね、バス路線はね。

○教育長（栗原宣康君）

はい、岩戸から下ってくるしかなかです。

○教育委員（篠原智文君）

何人ぐらい増えるんですか。

○学校支援課長（古川照男君）

今現在、児童・生徒が５名ぐらいなんですが、それが大体倍ということで、１０名ぐらいを今想定しております。

○教育委員（宮﨑美和君）

バスですか。

○教育長（栗原宣康君）

バスですよ。普通バス、路線バスです。

○学校支援課長（古川照男君）

ちょっとすみません、補足ですけれども、地区のほうからも要望書が行政連絡員の名前で出ております。それから、昨年も学校支援課のほうに電話等でどうにかならんですかということでいただいておりますので、やってよかったなというふうには今のところ思っております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、先へ参ります。

唐津市所蔵品展「石本秀雄展」（仮称）について、事務局お願いします。

○近代図書館長（伊藤由美君）

近代図書館です。議案の第１の６３ページをお願いいたします。

４月１２日から５月２２日まで、美術ホールで石本秀雄さんの所蔵品展を開催いたします。今週末２７日の日曜まで開催しております石本さんの展覧会と

は違い、今回は油彩画の大作を中心とした展示となっております。入場無料となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

共催及び後援について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案第１の６４ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催が３件、後援が８件、合計１１件でございます。

行事名及び主催者名は、一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

もう県中体連の共催の予定が来ました。予定どおりできるといいんですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、教育委員会の行事予定をお願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案第１の６５ページをお願いいたします。

令和４年３月２５日金曜日から令和４年４月２８日木曜までの主な行事予定でございます。

４月１日金曜日ですが、教職員辞令交付式、市の行政職員の出向辞令交付、それから、異動職員の辞令交付がございます。

４月４日月曜日、公民館長の辞令交付、それから、４月２２日金曜日は唐津市地域指導員の辞令交付がございます。

そのほか、４月１８日月曜日、令和４年度佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議がございます

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認いた

だきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

行事、よろしいですか。

伊藤課長、４月１日８時半は教育委員さん。

○学校教育課長（伊藤春雄君）

これから連絡をする予定でございます。

○教育長（栗原宣康君）

今言うて。

○学校教育課長（伊藤春雄君）

４月１日８時半から９時まで辞令交付式（教職員）を予定しております。

今年度から県庁での新しい管理職等への辞令交付式がなくなりまして、４月１日の朝実施しております。来年度４月１日につきましても、新任の校長先生、教頭先生等、この大手口６階の会議室で辞令を渡すための式を行いますので、その際、教育委員さんにも御出席いただきたいと考えております。また文書でも後もってお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

ちょっと時間が難しい時間で大変申し訳ないんですけど、令和３年４月から県のほうがなくなって、昔は県の辞令交付式が県庁であって、学校に帰ってきて、夕方とかにこちらをやっておったんですけれども、去年からできなくなって、去年は校長会のときに教育委員さんたちにおいでいただいて、大変違った形になってしまって申し訳なかったんですが、御都合がつかれたら４月１日においでいただけたらと。このとき来るのは、新しく校長になった者、教頭になった者、それから、他地区から来た校長、教頭、事務長等であります。

新規採用教員については、この後、４月の数日後に県の会合がありますので。

○教育委員（冨永祐司君）

８時半から始まりますか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育委員（冨永祐司君）

９時まで。

○教育長（栗原宣康君）

９時までかからずに、１５分ぐらいで終わります。２０分かかるかな。

○学校教育課長（伊藤春雄君）

かからないです。

○教育長（栗原宣康君）

１５分ぐらいと思ってください。ちょっと苦しい時間で申し訳ないんですが、御都合がつかれたらよろしくお願いします。

その他、各課から報告事項はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

次回定例教育委員会の日程でございますが、４月２８日木曜日１４時からここで開催させていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして３月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。